



我が国では、急速な少子高齢化、人口減少により働く人の数が大幅に減ることが見込まれています。今こそ、「一億総活躍社会」の実現、「働き方改革」の推進が求められており、その一環として「女性の活躍促進」を進めていくことが必要です。

職場において女性が活躍できる環境を整えるための法制度は整備されてきていますが、これからは、ひとつひとつに魂を込めて運用していくことが肝要と考えています。

私が若いころは、家庭も育児も全て妻任せにしていました。労働局長となった今、その反省も込めて、すべての働く人が男女かわりなく、仕事と個人の生活、特に育児や介護とを両立しながら安心して働くことができる北海道となるよう、尽力してまいりたいと思っています。

厚生労働省北海道労働局 局長 引地 睦夫

北海道労働局では、女性の活躍を推進するため、働く方や事業主の皆様に対し、北海道庁を始めとする関係行政機関や関係団体と連携しながら、次のような取組を行ってまいります。

《職場における女性の活躍の推進》

男女労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されて、充実した職業生活を営むことができる職場環境を整備します。

《育児・介護と仕事の両立の支援》

男女労働者が育児や介護をしながら働くことのできる職場環境を整備します。

また、正社員以外で働く方の待遇改善を進めるなど、多様で安心できる働き方の普及拡大や、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現などの「働き方改革」を推進することにより、女性が一層活躍できる就業環境の整備を図ってまいります。

北海道労働局について

北海道労働局は、厚生労働省の出先機関で、全都道府県に設置されています。

働き方改革や女性の活躍推進等を所掌する雇用環境・均等部、労働条件の確保・改善や労働災害の防止等を所掌する労働基準部・労働基準監督署、職業紹介、各種雇用対策、雇用保険等を所掌する職業安定部・ハローワーク及び総務部からなる総合労働行政機関として、働く方の就業環境の整備や事業主に対する指導、援助等を行っています。